（交付金の交付決定の基礎となる農家数等）

第六十一条　（略）

２　（略）

（削る。）

別表一（第三条関係）

（略）

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一　（略）	（略）	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Aleurocanthus woglumi*（ミカンクロトゲコナジラミ）に侵されていないこと。
二　（略）	（略）	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Tuta absoluta*（トマトキバガ）に侵されていないこと。
三　（略）	（略）	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）に侵されていないこと。
四　（略）	（略）	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Heterodera schachtii*（テンサイシストセンチュウ）に侵されていないこと。

（交付金の交付決定の基礎となる農家数等）

第六十一条　（略）

２　（略）

３　法第三十五条第二項の市町村数は、第一項に規定する調査が行われた年の二月一日現在における市町村数によるものとする。

別表一（第五条の二関係）

（略）

別表一の二（第五条の四関係）

地域	植物	検疫有害動植物
一　（略）	（略）	*Aleurocanthus woglumi*（ミカンクロトゲコナジラミ）
二　（略）	（略）	*Tuta absoluta*（トマトキバガ）
三　（略）	（略）	*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）
四　（略）	（略）	*Heterodera schachtii*（テンサイシストセンチュウ）